

令和6年度 低所得世帯支援給付金（3万円）

のご案内

北中城村

低所得世帯支援として、国の重点支援地方交付金を活用し、令和6年度における市町村民税均等割非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円（子ども1人につき2万円を加算）を給付します。

給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

（子ども1人につき**2万円**加算）

受給者

世帯主

支給対象

令和6年度住民税均等割非課税世帯

基準日（令和6年12月13日）時点において北中城村に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯

ただし、以下の①から④のいずれかに該当する世帯は対象外

- ① 令和6年度住民税課税者に世帯全員が税法上扶養されている住民税非課税世帯
（例）親（課税）に扶養されている大学生の単身世帯（非課税）
子（課税）に扶養されている両親世帯（非課税）など
- ② 租税条約により住民税が免除されている方がいる世帯
- ③ 所得の申告をしていないことによって住民税が課税されていない方がいる世帯
- ④ 他市町村で既に同給付金の支給を受けた世帯

- 給付金を受け取るには、**確認書※又は申請書の提出が必要**です。
- 確認書又は申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に北中城村の窓口
に、直接または郵送でご提出ください。

※ 確認書は受給者及び支給口座の変更がない方に限り、オンラインで手続きを行うことも可能です。同封の確認書に記載のQRコードを読み取り、手続きを行ってください。

給付金の支給手続き

提出書類（同封の返信用封筒で提出）

確認書が送付された方で
給付を希望する場合



- ① 低所得世帯支援給付金（3万円）支給要件確認書
 - ② 給付金支給要件確認書（子ども加算）※子ども加算対象世帯のみ
- ※ 受給者及び支給口座の変更が無い方は、オンラインで手続き可能

申請書が送付された方で
給付を希望する場合



- ① 低所得世帯支援給付金（3万円）支給要件申請書
- ② 令和6年度所得課税証明書（世帯全員分）
※令和6年1月1日時点で北中城村に住民票がない方
- ③ 給付金支給要件確認書（子ども加算）※子ども加算対象世帯のみ

※ 確認書又は申請書に記載された振込口座を変更する場合（口座欄が空欄の場合を含む）は上記のほか「**口座通帳等の写し**」「**本人確認書類の写し**」を添付してください。

※ 代理人により確認等を行う場合、必要事項を記入し、上記のほか「**代理人本人の確認書類の写し**」の提出が必要です。

提出期限

令和7年7月31日まで

※ 当日消印有効

お問い合わせ

臨時特別給付金窓口（総務課前特設ブース）

電話 **098-935-2233** 受付時間 平日9:00～16:00（12:00～13:00はお昼休み）